

(9) 無電柱化の推進

道路の防災性の向上，安全で快適な通行空間の確保，良好な景観の形成や観光振興の観点からの無電柱化を推進している。平成 28 年 12 月には，「無電柱化の推進に関する法律」が施行され，令和 3 年 5 月に法律に基づく新たな「無電柱化推進計画」を策定した。今後，無電柱化推進計画に基づき，多様な整備手法の活用や低コスト手法の普及拡大，占用制度の的確な運用等により，より一層の無電柱化の推進を図ることとしている。

①欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状

	無電柱化率	備考
ロンドン	100%	UKPN 資料『UKPN SI1 tables 2021-22』による 2021 年の状況（ケーブル延長ベース）
パリ	100%	海外電力調査会調べによる 2023 年の状況（ケーブル延長ベース）
香港	100%	国際建設技術協会調べによる 2004 年の状況（ケーブル延長ベース）
シンガポール	100%	『POWER QUALITY INITIATIVES IN SINGAPORE, CIRED2001, Singapore, 2001』による 2001 年の状況（ケーブル延長ベース）
台北	96%	台北市道路管線情報センター資料による 台北市区の 2015 年の状況（ケーブル延長ベース）
ソウル	53%	『韓国電力統計 2023』による 2022 年の状況（ケーブル延長ベース）
日本全国	1%	国土交通省調べによる 2024 年度末の状況（道路延長ベース：高速道路を除く）
東京都	6%	
東京 23 区	9%	
大阪市	6%	
東京 23 区	48%	電気事業連合会調べによる 2024 年度末の状況（ケーブル延長ベース）
大阪市	46%	

②無電柱化推進計画

令和３年度を初年度とする新たな「無電柱化推進計画」（令和3年5月25日 国土交通大臣決定）では、必要性の高い代表的な区間・地区について無電柱化着手率等の目標を定め、その進捗・達成状況を確認。

【計画指標】

分類	対象	母数	指標		
			初期値 (R1年度末)	R6年度 (実績)	目標値 (R7年度末)
防災	電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率	19,380km	約38% (7,380km)	約47% (9,064km)	約52% (10,060km)
安全	特定道路における無電柱化着手率	4,447km	約31% (1,398km)	約33% (1,482km)	約38% (1,698km)
景観・観光	世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数	89地区	37地区	44地区	46地区
	重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数	123地区	56地区	60地区	67地区
	歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数	121地区	46地区	54地区	58地区

【今後の方針】

着手済区間の優先区間・整備目標を明確にし、集中的な投資により管路整備（電柱撤去）を促進

③緊急輸送道路等における電柱の占用禁止措置等

【新設電柱の占用禁止措置】

占用禁止措置済みの緊急輸送道路等（道路延長）（R7. 3. 31までに告示）			
	直轄国道	都道府県管理道路	市町村管理道路
約96, 000km	約22, 000km	約61, 000km	約12, 000km

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

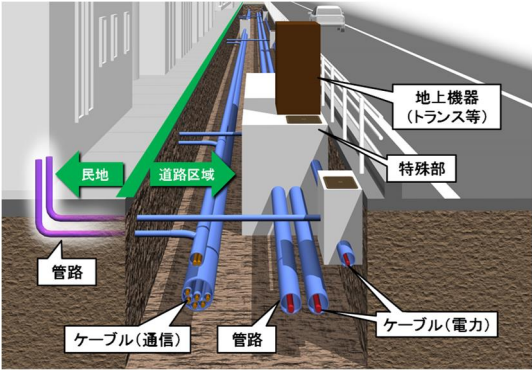
【既設電柱の占用禁止措置】

高速のインターチェンジから広域防災拠点等の区間を中心に、令和6年度末までに36区間、約43kmを指定。

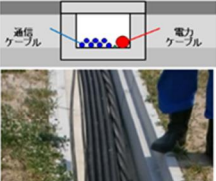
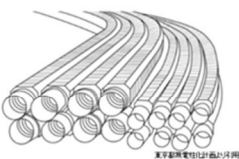
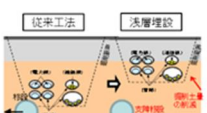
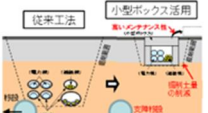
【沿道区域届出勧告制度】

高速のインターチェンジから広域防災拠点等の区間を中心に、令和6年度末までに12区間、約29kmを指定。

④低コスト手法の取組



電線共同溝（イメージ）

整備手法	管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	排水側溝 (国土交通省等において実証実験を実施)	角型多束電線管(FEP管) (実用化済)
	 浅層埋設の事例	 小型ボックスの事例	 既設排水側溝の活用	 FEP管のイメージ
施工イメージ	・浅層埋設基準を緩和(平成28年4月施行) 	・電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定(平成28年9月施行) 	・ケーブル収容空間として今後検証を実施 	従来材料  施工イメージ

⑤防災・減災に資する道路等の無電柱化の促進に係る特例措置

(固定資産税)

対象施設	電線管理者が無電柱化を行う際に新たに取得した電線等	
特例措置の内容	道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止している道路の区域	課税標準 4年間1/2
	上記以外の緊急輸送道路	課税標準 4年間3/4
特例期間	3年間（令和7年度～令和9年度）	